

寄付のご案内

日頃より社会福祉法人ともに（あいせんの森保育園）にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

子どもたちの無限の可能性を最大限引き出せるよう、子ども都合、子ども目線、子どもたちのための環境をつくり目指し、力を注いで参ります。

今後とも、皆様からの温かいご支援をよろしく願いいたします。

ご寄付をお考えの皆様へ、ご寄付の用途、方法、窓口などについて、ご案内をさせていただきます。

ご寄付いただく際の大まかな流れ

① 寄付申込書にご記入ください。



【寄付の使い道】

【寄付の方法】

【匿名希望】についてもご回答下さい

② 寄付申込書にてお申込みください。（郵送、メール、FAX、ご持参等）

あらかじめお電話等でご連絡いただくと助かります 028-688-7191



③ 寄付金をお振り込みください。



④ 入金確認後、当法人より領収書を発行いたします。

ご不明の点は社会福祉法人ともに（あいせんの森保育園）

TEL 028-688-7191にお気軽にお問い合わせ下さい。（今井、中島、林田）

（FAXをご利用の場合は、FAX 028-688-7192 となります。）

●所得税の優遇措置

所得控除について寄付金控除を受けることができます：

$(\text{寄付金合計額} - 2,000\text{円}) \times \text{所得税率} = \text{寄付金控除額}$

寄付金合計額が総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合、
 $(\text{総所得金額等の40\%に相当する額} - 2,000\text{円}) \times \text{所得税率} = \text{寄付金控除額}$ となります。

●個人住民税の優遇措置

「ともに」への寄付は、宇都宮市の条例指定寄付金であり、栃木県の条例指定寄付金となります。宇都宮市にお住いの場合（課税地が宇都宮市）、

$(\text{寄付金合計額} - 2,000\text{円}) \times 4\%$ が個人県民税の税額控除※

$(\text{寄付金合計額} - 2,000\text{円}) \times 6\%$ が個人市民税の税額控除※となります。

※寄付金合計額が総所得金額等の30%に相当する金額を超える場合、

$(\text{総所得金額等の30\%に相当する額} - 2,000\text{円}) \times (4\% \text{ または } 6\%)$ となります。


確定申告により個人住民税の申告は不要となります。所得税の確定申告をしない方は、宇都宮市に住民税の申告が必要となります。宇都宮市以外の場合は控除額が異なりますのでお住いの市区町村民税の扱い窓口にお問い合わせください。

●注意点

確定申告により、所得税と個人住民税の寄付金控除を合わせて申告できます。

（申告の際、寄付先から発行された領収書が必要です。）

勤務先での年末調整では寄付金控除を受けられないため、確定申告が必要です。

優遇措置（国税）	内容	参考
個人の寄付に対する寄付金控除（所得控除）	その年中の寄付金額から2,000円を引いた額を所得金額から控除	
法人の寄付に対する寄付金の損金算入	右QRコード（参照サイト）の中ほど下をご参照下さい。	

国税庁パンフレット「暮らしの税情報」（令和6年度版）> 寄付金を支出したとき

寄付申込書

年 月 日

社会福祉法人ともに 御中

金額 _____ 円

私は、貴法人の事業に賛同し上記の金額の寄付を申し込みます。

【申込人】

住所 〒 (-)

氏名

連絡先 電話 (-)

E-mail @

【寄付の使い道】 次のいずれかにチェックをお願いします。

※チェックがない場合には法人に一任させていただきます。

- 法人に一任します
- 施設のために使用してください
- 使用目的は下記のように希望します
()

【寄付の方法】 どちらかにチェックと記入をお願いします。

- 現金を持参します (予定日: 年 月 日)
- 次の指定口座に振り込みます (振込予定日: 年 月 日)
※払込手数料はご支援者様のご負担となります。ご了承下さい。


振込先: 栃木銀行 テクノポリス支店 普通預金 1119070
口座名義: 社会福祉法人ともに 理事長 今井美静
フク) トモニリジチョウ イマイミシズ

【匿名希望】 どちらかにチェックをお願いします。

- 匿名を希望する (寄付者欄等にご氏名を明示いたしません)
- 匿名を希望しない

寄付申込書等に、ご不明の点は社会福祉法人ともに (あいせんの森保育園)
TEL 028-688-7191 にお気軽にお問い合わせ下さい。 (今井、中島、林田)
(FAXをご利用の場合は、FAX 028-688-7192 となります。)

※社会福祉法人への寄付については税制上の優遇措置があります。
確定申告時に「社会福祉法人ともに」の発行する領収書を申告書にお使いください。
(領収書は後ほど送付します)

優遇措置 (国税)	内容	参考
個人の寄付に対する 寄付金控除 (所得控除)	その年中の寄付金額から2,000円を 引いた額を所得金額から控除	
法人の寄付に対する 寄付金の損金算入	右QRコード (参照サイト) の 中ほど下をご参照下さい。	

国税庁パンフレット「暮らしの税情報」 (令和6年度版) > 寄付金を支出したとき